

緑ヶ丘地区表彰等規程

(目的)

第1条 この規程は、緑ヶ丘地区の文化、スポーツ及び公共の福祉等に対して功績のあった方又は団体の表彰等について、必要な事項を定めるものとしします。

(表彰の種類等)

第2条 表彰の種類は、次の各号に定めるものとしします。

- (1) 表彰状 永年、長年及び多年表彰
- (2) 感謝状
- (3) 礼状
- (4) 緑ヶ丘地区に精通をした方(以下「マイスター」という。)

(表彰の基準等)

第3条 表彰の基準は、次の各号に定めるものとしします。

- (1) 永年表彰 緑ヶ丘地区各種団体の長として、通算で20年以上活動し、その功績が顕著な方
- (2) 長年表彰 緑ヶ丘地区各種団体の長として、通算で10年以上20年未満活動し、その功績が顕著な方及び緑ヶ丘地区各種団体の役員として、通算で20年以上活動し、その功績が顕著な方
- (3) 多年表彰 緑ヶ丘地区各種団体の長として、通算で10年未満活動し、その功績が顕著な方及び緑ヶ丘地区各種団体の委員として、通算で10年以上活動し、その功績が顕著な方
- (4) 感謝状 緑ヶ丘地区の事業等に対して、特に貢献された方及び団体並びに善意の寄附(3万円相当以上の金品等)をされた方及び団体
- (5) 礼状 緑ヶ丘地区表彰等審査会(以下「審査会」という。)が特に礼状の贈呈が必要であると認められた方又は団体
- (6) マイスターの認定対象者は、検定試験に合格した方

(在職年数の計算)

第4条 在職年数の計算は、その職に就いた日の属する月から起算して表彰日の属する前月までとしします。

(候補者の推薦)

第5条 第2条第1号に規定する表彰状の候補者は、審査会の求めに応じ、各種団体の長が推薦しします。

(審査会)

第6条 第5条の規定に基づき推薦された表彰等対象者並びに第2条第2号から第4号までの規定に基づく対象者の審査及び決定をするために、審査会を設置します。

2 審査会に次の役職をおきます。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

(3) 監事 1人

3 委員長は、公民館地区館長を、副委員長には緑ヶ丘地区自治会連絡協議会会長を充て、監事及び委員は委員長が指名をします。

4 委員の任期は、2年とし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任及び欠員を妨げません。

5 委員長は、会務を総理し、議長となります。副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理します。

6 審査会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催をすることができず、出席委員の過半数を持って可否を決めます。ただし、可否が同数のときは、議長の決するところによります。

(表彰の時期)

第7条 表彰の時期は、審査会が決めた時期とします。ただし、第2条第1号の表彰は、隔年で実施をします。

(事務局)

第8条 この表彰等規程にかかわる事務は、公民館が事務局となります。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は審査会に諮り定めます。

附 則

この規程は、令和4年5月10日から施行します。